## 65歳以上の人(第1号被保険者)の 介護保険料を改定しました

## 介護保険料の決め方

介護保険料は基準額(※1)をもとに、所得段階別に決められます。

平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料は、基準月額5.250円、年額63.000円となります。

基準額 (年 額)

= 1

市で介護サービスなどにかかる費用 (利用者負担分を除く) 65歳以上の人の負担分 (22%)

市の65歳以上の人数

●保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

所得段階	判定基準	1	2	1) X 2	(①×②)÷12
		割合	基準額(※1)	年額保険料	月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金(※2)受給者で世帯全員が市民税非課税の人。 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「合計所得金額(※3)」と「課税年 金収入額(※4)」の合計が80万円以下の人	0.45		28,350円	2,363円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で第1段階に該当しない人のうち、前年の「合計所得金額(※3)」と「課税年金収入額」の合計が120万円以下の人	0.68		42,840円	3,570円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「合計所得金額(※3)」と「課税年金収入額」の合計が120万円を超える人	0.73		45,990円	3,833円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の「合計所得金額(※3)」と「課税年金収入額」の合計が80万円以下の人	0.88		55,440円	4,620円
第5段階(基準)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の「合計所得金額(※3)」と「課税年金収入額」の合計が80万円を超える人	1.00	63,000円	63,000円	5,250円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の「合計所得金額(※3)」が120万円未満の人	1.20		75,600円	6,300円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の「合計所得金額(※3)」が120万円以上190万円未満の人本人	1.30		81,900円	6,825円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の「合計所得金額(※3)」が190万円以上290万円未満の人	1.50		94,500円	7,875円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の「合計所得金額(※3)」が290万円以上400万円未満の人	1.70		107,100円	8,925円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の「合計所得金額(※3)」が400万円以上600万円未満の人	1.80		113,400円	9,450円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の「合計所得金額(※3)」が600万円以上の人	1.90		119,700円	9,975円

## (※1)基準額

福津市の介護サービスなどに要する費用の見込み額のうち、65歳以上の介護保険被保険者で負担すべき金額をその被保険者数で割って求めた平均的な保険料額で、3年ごとに見直しを行います。

保険料は毎年6月に決定し、各個人に通知します。

## (※2)老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。 (※3)合計所得金額

純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得の金額(特別控除前)、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

(※4)市民税の課税対象とされる公的年金等(所得税法第35条第32項)の収入金額のことで、遺族年金、障がい年金、老齢福祉年金などは、含みません。

問い合わせ 市高齢者サービス課介護保険係 ☎0940・43・8191